平成２８年（フ）第７２４号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―416号　青木南住宅
破産者　田代　　功
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０８号
奈良県大和郡山市北郡山町109番地５　レストパレス303、前住所奈良県大和郡山市九条町491番地10
破産者　西村　直彦
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２７号
大阪市城東区放出西３丁目15番１―306号
破産者　坂上　光枝
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７８号
大阪府守口市松月町６番１号　203号室
破産者　朝間　浩行
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３９号
大阪府羽曳野市軽里３丁目７番11号
破産者　塩野真由美
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１号
岡山県津山市山方1387番地１
破産者　勝山　　修
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４０号
島根県出雲市乙立町2265番地１
破産者　後藤　克紀
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第７２号
高知県吾川郡いの町枝川2896番地２
破産者　坪内　　正
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４２５号
埼玉県富士見市水谷東３丁目45番14―108号
破産者　中村　　仁
1　破産債権の届出期間　平成28年12月22日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午後２時30分
平成28年11月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３号
秋田県横手市十文字町仁井田字大道北11番地７
破産者　鈴木笑美子
1　破産債権の届出期間　平成28年12月28日まで
2　一般調査期日　平成29年２月21日午前11時
平成28年11月29日　秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４６号
秋田県横手市駅前町９番３号
破産者　合名会社加賀組製材所
1　破産債権の届出期間　平成28年12月28日まで
2　一般調査期日　平成29年２月23日午前11時15分
平成28年11月29日　秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県横手市前郷二番町１番18号
破産者　加賀　太郎
1　破産債権の届出期間　平成28年12月28日まで
2　一般調査期日　平成29年２月23日午前11時15分
平成28年11月29日　秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１６号
京都府舞鶴市字行永585番地ソーシンビル２Ｆ
破産者　株式会社ＡＮｔｅｎｎａ
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年２月24日午前10時
平成28年11月25日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
堺市南区庭代台４丁27番11号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区幸町３丁目３番14号
破産者　ウエノ土地・建物株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
2　一般調査期日　平成29年３月２日午後１時30分
平成28年11月28日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
三重県四日市市元町１番12号　アイティーオーレジデンス元町302、開始決定時の住所三重県四日市市元町１番12号　日宝レスカール元町302（開始決定時の前住所）大阪府枚方市町楠葉１丁目25番30―101号
破産者　三好　秀一
1　破産債権の届出期間　平成29年１月27日まで
2　一般調査期日　平成29年３月３日午前10時
平成28年11月29日
津地方裁判所四日市支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０９９号
東京都練馬区石神井町５―９―24　ハイム寿々木103、開始決定時の住所東京都世田谷区松原６丁目39―７
破産者　高崎　　昇
免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
平成28年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第２０９９号
東京都練馬区石神井町５―９―24　ハイム寿々木103、開始決定時の住所東京都世田谷区松原６丁目39―７
破産者　高崎　　昇
審尋期日　平成29年２月15日午後２時
平成28年11月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０１６号
東京都文京区白山１丁目30番10号赤池ビル
清算株式会社　株式会社インターバイオテクノ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２８年（再）第４７号
青森県八戸市大字是川字二ツ屋６番79
再生債務者　南部バス株式会社
主文　再生債務者の財産に対する下記債権に基づく強制執行、仮差押え及び仮処分の手続は、これを禁止する。
記
再生債務者に対し平成28年11月27日までの原因に基づいて生じた再生債権
平成28年11月28日
東京地方裁判所民事第20部